

**建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定等の申請書類
(その他必要な書類について)**

No	項目	内容
1	土地登記簿謄本	指定道路となる土地の権利者の内容を確認するために添付すること。(申請の日から3ヶ月以内のもの。ただし指定日が申請の日から3ヶ月以上経過した場合は、この限りでない。)
2	印鑑証明書	指定道路となる土地の権利者の承諾の真否を確認するために添付すること。(申請の日から3ヶ月以内のもの。ただし指定日が申請の日から3ヶ月以上経過した場合は、この限りでない。)
3	委任状	申請には原則として申請代理者を必要とし、申請者は申請代理者に対して委任するものとする。
4	公図の写し	(1) 法務局備え付けの公図を転写すること。 (2) 指定道路の位置を公図の写しに記入すること。 (3) 公図の転写であることを証明するために、転写した者が記名捺印し、作成年月日を記入すること。
5	住民基本台帳の写し(住民票)	指定道路となる土地の権利者の住所が印鑑証明書、土地登記簿謄本及び承諾書との間に相違がある場合、同一本人であることを証明するために添付すること。
6	承諾書等	(1) 指定道路となる権利者の承諾書 (2) 承諾書の押印は実印とする。 (3) 承諾書の様式は、原則として申請図中の承諾欄を用いること。 (4) 指定道路となる土地が共同名義の場合には、その全員の承諾書を添付すること。 (5) 指定道路となる土地の権利者が死亡等により不在で、いまだ登記簿上権利の移転がなされていない場合には、その土地を相続する権利がある者全員の承諾書を添付すること。 注)指定道路となる土地に抵当権等が設定されている場合には、抵当権等を抹消してから指定を受けること。ただし、抵当権者等の承認があればこの限りではない。
7	許可証等	(1) 指定道路となる土地が公有地(道路敷、水路敷等)を含む場合には、その占用許可書の写しを添付すること。 (2) 指定道路となる土地が農地を含む場合には、農地転用許可書等の写しを添付すること。(農業委員会事務局で事務取扱い) (3) 指定道路となる土地が認定外道路を含む場合には、鹿沼市長の承認書の写しを添付すること。(鹿沼市都市建設部道路維持課で事務取扱い)

7	許可証等	<p>(4) 指定道路となる土地が財務省所管国有財産である青地を含む場合には、普通財産売払い申請書、又は普通財産貸付申請書を提出し買受け、又は借用したことを証明する書類の写しを添付すること。(関東財務局宇都宮財務事務所で事務取扱い。この申請に伴う青地が市道に接している場合は、鹿沼市都市建設部道路維持課と協議すること。)</p> <p>(5) 指定道路となる土地が農林水産省所管国有財産である土地を含む場合には、農地買受申込書を提出し買受してから指定を受けること。(鹿沼市農業委員会で事務取扱い) 道路位置指定申請書には、買受けしたことを証明する書類の写しを添付すること。</p> <p>(6) 取付道路との境界が不明確な場合には、原則として道路境界査定を受け、その証明書の写しを添付すること。(市道の場合は、鹿沼市都市建設部道路維持課、その他の場合は、鹿沼土木事務所管理課で事務取扱い)</p> <p>(7) 取付道路が国、県、市及びそれらの管理する道路の場合は、道路法による施工承認、又は所管課の取付承認を得ること。</p>
8	その他	その他市長が必要と認めた書類